

事務連絡  
令和6年12月5日

市内障害児通所支援事業所 各位

豊橋市福祉部障害福祉課長 森高 朋樹

基本報酬における学校休業日等の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により（令和6年4月以降）、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬について、時間区分が創設されています。

つきましては、放課後等デイサービスの基本報酬における学校休業日等の具体的な取扱いについて、下記のとおりお示しします。ご対応のほどよろしく願いいたします。

記

1. 学校休業日等の取扱いについて

放課後等デイサービス基本報酬の時間区分1～3（区分3は学校休業日のみ）の判断における、主な学校行事の取扱いについて以下の表をご確認ください。

〈学校休業日〉	
・学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）	
・学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）	

※子ども家庭庁「障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ&A」について（令和6年5月17日）問40より抜粋

行事	取扱い (授業終了後(平日)/学校休業日)	補足
始業式/終業式	授業終了後(平日)	—
長期休暇中の登校日	学校休業日	—
運動会	授業終了後(平日)	—
卒業式(登校する学年)	授業終了後(平日)	入学式も同様
卒業式(登校しない学年)	学校休業日	入学式も同様

## 2. 関係参考資料

- ・こども家庭庁「障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ&Aについて」（令和6年5月17日）問40、問41、問42

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/87a60237/20240517\\_policies\\_shougaijishien\\_shisaku\\_hoshukaitei\\_98.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/87a60237/20240517_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_98.pdf)

- ・こども家庭庁「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」（令和6年3月15日）

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/fdbd76b5/20240412\\_policies\\_shougaijishien\\_shisaku\\_hoshukaitei\\_66.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/253aba4f-3ce0-4aa1-a777-3d42440f1ca2/fdbd76b5/20240412_policies_shougaijishien_shisaku_hoshukaitei_66.pdf)

豊橋市役所 福祉部 障害福祉課  
福祉サービスグループ 担当 青竹・大久保  
TEL：0532-51-2347  
E-mail: shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp